

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

設楽町役場生活課より大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「**水道法の一部を改正する法律**」が、2019年10月1日に施行されます。

● 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となります。

※ 現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新まで有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
～ H11.3.31	改正法施行日の前日から 1年： <u>2020年9月29日まで</u>
H11.4.1 ～ H15.3.31	改正法施行日の前日から 2年： <u>2021年9月29日まで</u>
H15.4.1 ～ H19.3.31	改正法施行日の前日から 3年： <u>2022年9月29日まで</u>
H19.4.1 ～ H25.3.31	改正法施行日の前日から 4年： <u>2023年9月29日まで</u>
H25.4.1 ～ R1.9.30	改正法施行日の前日から 5年： <u>2024年9月29日まで</u>
R1.10.1 ～	<u>2025年9月29日まで</u>

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

● 指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

● **更新申請に必要な書類**

※水道法25条の2を準用

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事事業者の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎ **4項目確認資料**

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問合せは

設楽町役場生活課 電話：0536-62-0522